

## 試料必要量及び採取方法

試料区分	必要量	採取方法	容器
<b>液体試料</b> 飲料水、清涼飲料水 牛乳、豆乳、河川水 湖沼水、雨水、排水など	2L	清浄な容器に試料で数回共洗いし、満水にして採取する。	ペットボトル、ポリ瓶等の容器 
<b>食品</b> 牛肉、豚肉、鶏肉、卵、 葉物野菜、根菜、米、小麦 果実、魚、貝、練物など	可食部として 2kg	交互汚染が起こらないよう各試料ごとに袋詰めする。 冷蔵等で搬入して下さい。	チャック付きポリ袋など (2重にして下さい) 
<b>固形試料</b> 肥料・飼料及びその原料 土壌改良資材、汚泥 木屑わら、落葉、産廃	2kg	交互汚染が起こらないよう各試料ごとに袋詰めする。	チャック付きポリ袋など (2重にして下さい) 
<b>灰試料</b> 焼却灰、飛灰 溶融スラグなど	100g	吸引しないように、防塵マスク等を着用し採取する。交互汚染が起こらないよう各試料ごとに袋詰めする。	チャック付きポリ袋など (2重にして下さい) 
<b>土壌</b> (畑、水田など)	2kg	3m×3mの範囲で表層から深さ15cm程度までの土壌を5、6箇所から等量採取し混合する。	チャック付きポリ袋など (2重にして下さい) 
<b>土壌</b> (校庭など)	2kg	おおよそ30cmおきに、表層から深さ5cm程度までの土壌を数箇所から等量採取し混合する。	チャック付きポリ袋など (2重にして下さい) 
<b>その他</b>	お問い合わせ下さい		
* : 弊社技術員により試料採取を行う場合は、分析費用の他に別途試料採取経費を申し受けます。 (但し、群馬県内はエリアごとに決められた無料巡回サンプリング日をご利用いただければ無料となります。) * : 高濃度に検出された試料は、原則返却とさせていただきます。 * : 試料容器が必要なお客様には、弊社より無料でお貸し致します。			

### 株式会社環境技研

- 濃度に係る計量証明事業登録：環第5号
- 騒音レベルに係る計量証明事業登録：環第15号
- 建築物飲料水質検査業登録：群馬県17水第1号
- 第二種臭気測定認定事業所：第280(O2)号

- 特定計量に係る計量証明事業登録：群特第1号
- 振動レベルに係る計量証明事業登録：環第25号
- 作業環境測定機関登録：10-1
- 水道法 水質検査登録機関：208号
- (ISOの取組) JIS Q 9001 取得